# 監査の結果に関する報告に基づいて**市長等が講じた措置**について

## 第1 定期監査

1 平成14年度第1回定期監査結果報告(平成15年1月22日監査報告第3号)に基づく 市長等の措置について

(1) 事務関係										
監	查	結	果			措	置	結	果	
(9) の公組なめア 対納申に納助わる の公組なめア 対納申に納助わる はったり がたり いい はっと でもをし 見い 金のい 当ま 況付 認 はっ 経て受。 交要な たりを事方	、て営補け 付件いっ固確務公、す助ら にのこて定認を衆公る金れ 係一と市資し行浴衆もをた るつが民産てう場浴の交の 要と挙税税おた	の場及付で 綱しげに等らめ健法びし、 にてら係他ず納全の横て適 よ、れるの、税	は営兵1日 いうて内基長正公営手のな ば年い税幹た明営許公が事 、度る証的、書(を可衆、務・補のが明税効の	節図を谷欠処 协市 書目率生る受場の理 金税補のに的局なけ協よに 交を助徴係なりどて同う改 付滞金収る補	は税市る 浜綱確同状明者、目計取ま市」認意況書の	市で画扱た公をにををの意目あ称し、衆改こ得証済向	そう说 N 平 と 女 D 身 周 尽 可 税 る に と 成 浴 正 い た 査 付 に	の国のシ1易して上すことほ定いまち補、はでるより	兄い賢こし1の内 ていらきしにに産もた0金税申市、か請まつ基税確。旧交状請が納、時しい草と説 に作災者糾科申にた	幹に忍 「甘己香内説目こ的都す 横要のの税証請選
イ 補助対象 装設備及び 部助成があ 又は写真確 のの、事業	り、改修工 認を行うこ	の改修に 事の完了 とが適当	こ要する終 アに係る写 首と考えら	圣費の一 実地確認 られるも	備改 認に 改修	【修】 ○つし 後の	事の ハでに )写真	D完了 は、改 真を済	こより、 こより、 こに係る 文修前及 な付させ と確認を	る確 とび と、

みで確認を済ませていたもの

ることとしました。

(18)本市の歳入とすべきものについて適正な事務処理を求めるもの(教育委員会事務局)

市立学校では、各大学からの依頼に基づいて教育実習生を受け入れた際に、謝礼を受領しており、また、学校内に設置してある公衆電話について、その料金回収に係る受託手数料を受け取っているが、いずれも本市の歳入に計上されていなかったので、適正な事務処理に改められたい。

教育実習生の受入れに伴う 謝礼については、平成15年12 月に、「横浜市立学校教育実 習取扱要綱」を制定し、謝礼 は一切受領しないこととする とともに、全学校長に通知し ました。

また、公衆電話については、 平成15年4月中に、全校の設 置状況を調査した上で、受託 手数料を本市歳入として受け 入れました。

- 2 平成14年度第2回定期監査結果報告(平成15年5月9日監査報告第1号)<u>に基づく</u> 市長の措置について
  - (2) 工事関係

## 監 査 結 果

措置結果

(1) 同一業者との複数の随意契約工事に関し適切な発注方法に改めるべきもの(交通局)

交通局では、横浜市営地下鉄の関内駅、下永谷駅及び三ツ沢下町駅の3駅において、エレベーター設置に伴う駅改良工事の一環として、自動出改札装置の移設等の工事を行っていた。

当該工事については、施工箇所が異なることから、駅ごとによる3件の個別工事として実施されているが、3件とも自動出改札装置のシステムの設計及び製作を行った同一業者との随意契約で、かつ、契約がいずれも平成13年9月とほぼ同時期であることから、一括発注することにより、工事請負費に係る一般管理費を設計金額にして約12万円低減することが可能であった。

したがって、今後、同一業者との複数の随意 契約工事を行う場合には、工事コストの縮減、 業務の効率化等の観点から、一括発注を含めた 平成15年度から、同時期、 同一業者に発注する随意契約 工事については、一括発注す るように改めました。

横浜市営地下鉄の高島町駅 及び吉野町駅で実施する自動 出改札装置の移設等改良工事 は、同装置システムの設計及 び製作を行った業者との随意 契約となり、施工時期も同時 期であるため、一括発注の手 続をとりました。

### 第2 財政援助団体等監査

- 1 平成13年度財政援助団体等監査結果報告(平成14年4月26日監査報告第1号)<u>に基</u>づく市長の措置について
  - (1) 財政援助団体
    - ア 西区は一との会、葦の会、四季の会及び寿アルク(衛生局)
      - (ア) 局の事務に関する事項

## 監 査 結 果

措置結果

a グループホームに係る補助金の精算について適 正な運用を求めるもの

「横浜市精神障害者グループホーム助成事業実施要綱」によると、補助金に余剰が生じた場合には返還を求めることとしている。しかし、余剰金の算定に当たっては、グループホーム入居者から受領する「入居者負担金(光熱水費やレクリエーション費用など、徴収額について要綱等に規定はない。)」については、補助対象経費の財源であると考えられるが、これを充当していない取扱いとしていた。

そのため、入居者負担金を加えて計算すると、 余剰金が生じる結果となる団体も見受けられたの で、適正な補助金精算となるよう、補助対象経費 及び入居者負担金の算定基準の明確化について検 討されたい。

なお、同年9月には、収支 決算書の説明欄に入居者負担 金の金額を記入する取扱いと しました。

- 2 平成14年度財政援助団体等監査結果報告(平成15年5月9日監査報告第1号)<u>に基</u>づく市長等の措置について
  - (1) 出資団体(公の施設の管理受託事務を含む。)
    - ア 財団法人横浜市国際交流協会(総務局及び教育委員会事務局)
      - (ア) 局の事務に関する事項

### 監 査 結 果

措置結果

a 横浜国際協力センター内誘致促進スペースの適 正な管理及び有効活用を求めるもの(総務局)

総務局では、横浜国際協力センター内に、国際機関誘致の際に事務所等を設置するための誘致促進スペースを確保しており、この誘致促進スペースの管理業務を財団法人横浜市国際交流協会に委託している。

そこで、この誘致促進スペースの管理状況についてみたところ、暫定利用が十分行われておらず、総務局の備品整理票がちょう付された物品や所有者不明の物品が放置されたままとなっていた。

ついては、これらの物品について適正な管理を 行った上で、スペースの有効活用について検討さ れたい。

b 横浜市国際学生会館に備えられた物品の管理

誘致促進スペースの物品について、物品管理簿に整理した上で、使用していない物品 は庁内備品リサイクル推進制度及びYCAN再利用物品コーナーを活用して再利用に努めるともに、保管場所の整理を行うなど、適正な物品管理を行い、スペースの有効活用が図れるよう改めました。

について改善を求めるもの(教育委員会事務局) 教育委員会事務局では、財団法人横浜市国際 交流協会に対して、横浜市国際学生会館(以下 「学生会館」という。)の管理運営を委託して いるが、学生会館に備えている物品について は、委託料で購入したものも含めて、教育委員 会事務局の所有となっている。そこで、物品の 管理状況についてみたところ、次のようなもの が見受けられたので、適正な事務処理に改めら

横浜市国際学生会館に備 えている物品の管理につい て、次のとおり改めました。

(a) 備品の管理に当たっては、物品管理簿に記載し管理すべきところであるが、これが備えられていなかったもの

れたい。

(a) 備品については、物品 管理簿に記載しました。

- (b) 備品には、その名称や所管所属名などを記入した備品整理票をちょう付することなどにより、照合、点検及び実態の把握を容易にするものとされているが、ちょう付などが行われていなかったもの
- (b) 備品には、備品整理票 をちょう付しました。
- (c) 物品を本市以外の者に貸し付ける場合は、「物品保管換え等処理票」又はこれに代わる 証書類等を徴することとされているが、これ を徴していなかったもの
- (c) 財団法人横浜市国際交 流協会から「物品保管換 え等処理票」を徴しまし た。

なお、平成15年9月の 教育委員会事務局経営責 任者会議で、物品管理の 適正化について周知徹底 を図りました。

- イ 財団法人横浜市芸術文化振興財団(市民局)
  - (ア) 団体の事務に関する事項

## 監 杳 結 果 措置結果 a 公の施設における使用許可申請手続及び利用 料金減免手続の適正化を求めるもの 財団法人横浜市芸術文化 横浜能楽堂における平成13年度の使用許可申 振興財団に対して、適正な 請手続及び利用料金減免手続をみたところ、次 のようなものが見受けられたので、適正な事務 事務処理を行うよう指導し 処理に改める必要があると認められた。 ました。 これを受けて財団法人横 浜市芸術文化振興財団では、 次のように適正な事務処理 に改めました。 (a) 施設の使用後に使用許可申請書を受理して (a) 平成15年4月から、横 いたもの 浜市能楽堂条例及び同施 行規則に基づき、使用許 可申請については、すべ て施設の使用前に受理す ることとしました。 (b) 財団法人横浜市芸術文化振興財団(以下「財 I (b) 平成15年5月から、財

団」という。)が施設利用者と事業を共同開催する場合、施設利用者の利用料金は全額免除されることになっているが、減免申請書の減免理由欄への記載はなく、また、共催通知書の写しの添付もないなど減免根拠を明らかにしないまま、財団との共催事業とし、利用料金を全額免除していたもの

団の共同開催事業における減免申請書の減免理由 欄への記載及び共催通知 書の写しの添付を確認の 上、減免決定を行うこと としました。

また、「横浜市能楽堂 共催基準」を制定し、共 催する要件を明確にしま した。

### c 分割購入契約を改めるべきもの

横浜美術館においては、経理規程により、100 万円を超える物品の調達は入札により行うものと されているが、100万円以下の物品の調達は複数 業者の見積書を徴して安価な見積金額を示した業 者から調達する方式の随意契約により購入するこ とができるとされている。また、事務決裁規則に より、100万円以上の物品の調達の決定は総務部 長以上の専決又は決裁事項とされているが、100 万円未満の物品の調達の決定は管理課長の専決事 項とされている。

そこで、平成13年度の物品の調達状況をみたところ、平成13年8月及び12月に、それぞれ三つの契約に分割してパソコン及びパソコン周辺機器を購入しているが、購入金額がいずれも100万円未満となることで、随意契約により調達し、調達決定が課長専決とされていた。

ついては、今後の物品調達に当たっては、事前 に必要な調達量を把握し、適正な購入手続をとる 必要があると認められた。 財団法人横浜市芸術文化振 興財団に対して、適正な事務 処理を行うよう指導しまし た。

これを受けて財団法人横浜 市芸術文化振興財団では、物 品調達に当たっては、事前に 必要な調達量を把握し、適正 な購入手続をとるよう周知徹 底を図りました。

### ウ 財団法人横浜産業振興公社(経済局)

(ア) 団体の事務に関する事項

			監	查	結	果		措	置	結	果
a 会計処理について改善を求めるもの											
	貸借対照表の計上金額についてみたところ、次						財団法人横浜産業振興公社				
	0	)よう7	なものが	見受けら	れたので	、適切な	事務処	に対してi	適正な	よ事系	8処理を行

うよう指導しました。 理に改める必要があると認められた。 これを受けて財団法人横浜 産業振興公社では、次のよう に適正な事務処理に改めまし た。 (a) 産業開発特別会計において実施している産業 (a) 平成14年度決算から、 開発資金融資については、これまでに該当事例 決算書に「横浜市産業開発 資金融資残高」を注記しま はないが融資先が返済不能時に生じる債務保証 を負っているので偶発債務対象額を計算書類に した。 注記すべきもの (b) 退職給与引当金については、引当金計上額と (b) 平成14年度決算から、 同額の退職給与引当預金の積立てを行っている 決算書に会計方針と退職給 が、会計方針である引当金の計上基準に関して 与引当金年度末の要支給額 経理規程に定めがなく、決算書類に同方針が注 を注記しました。 記として記載されていなかったもの。また、説 明責任の一環として、年度末要支給額の注記表 示を検討すべきもの (c) 産業施設事業特別会計において「一般棟買取 (c) 平成14年度決算から、 積立引当金」を計上しているが、将来の費用等 当該引当金を負債から減少

- 工 財団法人三溪園保勝会(経済局)
  - (ア) 団体の事務に関する事項

### 監 杳 結 果 措置結果 a 収入事務について改善を求めるもの

三溪園の入園料及び観覧料の収入については、 外苑、内苑等の入園区域別に、券売機を設置する ほか、領収書と引換えに現金を領収する方法によ っている。また、抹茶販売収入についても領収書 と引換えに現金を領収する方法によっている。

を見積もった引当金ではなく、施設購入に備え

た資金積立であるので積立金とすべきもの

収入に関する書類をみたところ、収入日計表や 券売機での売上げに係る領収記録紙は保存されて いたが、領収書の控えは保存に関する規定がなく、 監査日現在直近3か月程度しか保存されておら┃ました。

財団法人三溪園保勝会に対 して適正な事務処理を行うよ う指導しました。

し、正味財産に含めるよう

改めました。

これを受けて財団法人三溪 園保勝会では、平成15年6月 に開催した理事会で経理規程 の改正を行い、「領収書の保 存期間」を10年間と明文化し

ず、抹茶販売については、控え部分と誤って切り 離した領収書で未使用のものは保存する取扱いと されずに処分されていた。

また、内苑での売上げについては、事務所において現金と収入日計表の照合はされていたが、領収書の控えとの照合は行われていなかった。

さらに、現金領収した入園料等の収入計上は、 週2回金融機関が現金回収するときに一括して行 う経理処理となっており、受領日から同回収日ま では帳簿記録外の取扱い(最大952万円)となっ ていた。

ついては、収入に関する事務手続について、領収書の控えの保存に関する規定の整備、収入計上額との照合方法の確立、現金領収時の収入計上などを検討する必要があると認められた。

また、領収書と収入計上額の照合については、毎日職員が実施することとし、収入計上時期については、収入日をもって帳簿に計上するようにしました。

### b 会計規則等について改善を求めるもの

固定資産の減価償却、引当金の計上基準など財団法人三溪園保勝会の決算書類作成に関する重要な会計方針について、財団の内部では会計処理の運用取扱いを定めていたが、財団の経理規程に規定がなく、かつ、収支決算書等決算関係書類にも記載されていなかったので、適切な規定整備等を行う必要があると認められた。

また、当該取扱いによると、消費税の会計処理 は税込方式、固定資産の経理については減価償却 を行うこととしているが、美術品等収集積立金特 別会計における遺墨歴史的備品等の固定資産計上 額に一部消費税額を控除して計上していたために 貸借対照表価額が誤っていたもの、過年度に製作 ・支出した土産品の在庫相当原価を当年度に一括 して資産計上していたもの及び減価償却の計算を 建物の一部のみしか行っていないものが見受けら れた。

ついては、資金収支や正味財産の増減について 適切な検証を行うとともに、適正な経理処理を行 う必要があると認められた。 財団法人三溪園保勝会に対 して適正な事務処理を行うよ う指導しました。

これを受けて財団法人三溪 園保勝会では、重要な会計方 針については、決算関係書類 に記載し、それをもって理事 会等に諮るようにしました。

また、経理規程を改正し、 減価償却の条項を盛り込みま した。遺墨歴史的備品等の消 費税額を控除していたものに ついては、平成14年度決算に おいて訂正し、理事会の承認 を得ました。

- オ 財団法人横浜市臨海環境保全事業団(緑政局)
  - (ア) 団体の事務に関する事項

### 結 措置結果 監 杳 果 a ウィンドサーフィン艇庫の管理について改善を 求めるもの 財団法人横浜市臨海環境保全事業団(以下「事 横浜市臨海環境保全事業団 業団」という。) は、海の公園において、公園施 に対して、適正な経理処理及 設であるウィンドサーフィン艇庫の管理許可を受 び適切な施設管理をするよう けて、艇庫の貸付事業を行っているが、次のよう に指導しました。 なものが見受けられたので、適正な経理処理及び これを受けて、横浜市臨海 環境保全事業団では、同事業 適切な施設管理に改める必要があると認められ 団の経理規程等に則り、次の た。 とおり改めました。 (a) コインロッカー代金及び温水シャワー代金等 (a) 平成15年度から、返戻用 の回収を委託しているが、故障の際の当該代金の の資金を用意し、収入金と 払戻資金とするため、代金の一部について収入に 払戻金について明確に区分 計上することなく、事業団の担当課職員が受領し し経理処理を行いました。

- (b) 空き艇庫に鍵をかけていないため、無断で使用されていたもの
- (b) 空き艇庫については、施 錠を行いました。

### (イ) 局の事務に関する事項

ていたもの

### 監 杳 結 果 措置結果 a 海の公園設置許可等について改善を求めるも ഗ 緑政局では、財団法人横浜市臨海環境保全事 平成15年6月に、公園施設 業団に対して、海の公園の施設の管理許可及び の管理許可及び設置許可の申 設置許可をしているが、「横浜市公園条例」で 請を受け、これに基づき現 地調査を行い、次のとおり 申請書に記載すべき事項である管理又は設置す る公園施設、場所等の詳細が記載されていない 適正な公園施設の管理及び使 ものがあり、実際の管理又は設置状況を申請書 用料の徴収に改めました。 から確認できる状況ではなかった。このため、 管理許可及び設置許可をしている公園施設の現 況についてみたところ、次のようなものが見受

けられたので、上記条例に基づいた申請書の提出を求めるよう改めるとともに、適正な公園施設の管理及び使用料の徴収に改められたい。

- (a) コインロッカーの一部について管理許可を しておらず、自動販売機については設置許可 した数を超えて設置していたもの
- (a) コインロッカー等について、現地調査を行い、実態に即した許可に改めました。
- (b) 季節売店について、設置許可期間を超えて 設置していたもの
- (b) 実際に季節売店を設置する期間について、許可申請を行うよう指導し、許可を行いました。
- (c) 柴口臨時駐車場について、管理許可期間を 超えて使用しており、全期間について使用料 を徴収していなかったもの
- (c) 柴口臨時駐車場について、使用予定に合わせた申請書の提出を求め、これに基づいて管理許可を行い、適正な使用料を徴収するよう改めました。
- (d) 緑政局からの受託業務を履行する上で使用 する施設については、管理許可及び設置許可 の必要がないにもかかわらず、許可を行って いたもの
- (d) 受託業務を履行する上で 使用する施設については、 許可を行わないよう改めま した。
- 力 横浜交通開発株式会社(交通局)
  - (ア) 団体の事務に関する事項

### 監 査 結 果

### 措置結果

a 契約事務について改善を求めるもの

横浜交通開発株式会社においては、「横浜交通開発株式会社会計規程」により、契約に際しては原則として入札又は2者以上による見積合せを行うこととされており、特別の事情がある場合は、単独随意契約を行うことができる旨定められている。

そこで、駐車場整備工事の契約等についてみた から複数業者から見積書を徴 ところ、合理的な理由なしに1者からの見積書の するなど会計規程に則った事

横浜交通開発株式会社に対して、同社の会計規程に則った事務処理をするよう指導しました。

これを受けて、横浜交通開 発株式会社では、平成15年度 から複数業者から見積書を徴 するなど会計規程に則った事 徴収のみで単独随意契約を締結しており、さらに、┃務処理に改めました。 契約の相手方も特定の業者に偏っていたので、同 規程に則った事務処理に改める必要があると認め られた。

### 第3 行政監査

1 平成14年度行政監査結果報告(平成15年5月9日監査報告第1号)に基づく市長の 措置について

「災害対策に関する事務」に係る監査

#### 監 杳 結 果

措置結果

(1) 運営委員会における活動の充実等を求めるもの 震災時の避難場所となる地域防災拠点には、平 常時及び災害時に自主的な活動を行うための地域 住民を中心とした運営委員会が設置され、その運 営マニュアルの素案として「地域防災拠点運営の 手引き」が区役所を通じて運営委員会に周知され ている。災害時に速やかに地域防災拠点としての 機能を立ち上げ、自主的な運営を混乱なく行うた めには、平常時から、運営委員会において災害時 を想定した運営マニュアルを整備し、地域住民の 自主的な活動を積み重ねて行くことが必要であ る。

そこで、運営委員会の活動状況等の関係書類を みたところ、地域の実情を反映した運営マニュア ルを整備している運営委員会がある一方で、作成 していない運営委員会が多数見受けられた。つい ては、局区相互の連携を図り、すべての運営委員 会で実効性のある運営マニュアルが作成されるよ う働きかけるとともに、平常時における自主的な 活動の促進を図られたい。(総務局)

平成15年5月の区総務課長 会において、すべての運営委 員会で実効性のあるマニュア ルを整備するよう区に対して |周知しました。

11月末現在の整備率は95.6 %となっております。

なお、未整備の運営委員会 で早期にマニュアルが作成さ れるよう、区と連携を図りな がら働きかけを行っておりま す。

(2) 広域避難場所等における備蓄資機材の管理方法 について改善を求めるもの

各広域避難場所に設置された機材庫には、広域 避難場所の輻射熱の防御、応急給水及びし尿処理 を効果的に行うために必要な資機材が収納され、 各地域防災拠点となっている小中学校の空き教室 又は校地等を利用して設置された防災備蓄庫に は、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食 料、水、生活用品等が備蓄されている。

また、地域防災拠点の補給物資基地等として、 区役所に設置された災害用備蓄庫には、地域防災 拠点の防災備蓄庫と同様の食料や防災資機材等が 備蓄されている。

そこで、備蓄物資の管理状況等についてみたと ころ、次のような状況が見受けられたので改善さ れたい。

ア 中区内の広域避難場所のうち1か所について、機材庫の周囲に植栽があり、また、設置されている土地に段差があるため機材庫内の資機材の搬出に支障があることから、資機材が速やかに搬出できるよう改善を図られたい。(総務局)

資機材搬出の支障となっていた低木を、平成15年6月に他の場所に移植するとともに、段差に対応した移動式のスロープ板を整備しました。

イ 「横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等管理要綱」では、備蓄資機材は区長から協議会に貸与され、 保管は各運営委員会が行うこととされている が、地域防災拠点の備蓄資機材は、総務局が各 地域防災拠点に配置したものであるので、横浜 市物品規則に基づく所定の手続を行われたい。 (総務局)

平成15年11月に保管換えの 手続きを行いました。

エ 区役所の災害用備蓄庫において、救護用品の 一部が不足していたので、在庫数を正しく把握 できるよう事務手続の改善を図られたい。(泉 区)

平成15年2月21日に、総務 局危機管理対策室から不足分 の毛布を補充しました。ま た、9月1日に区が実施した 防災訓練の際に災害用備蓄庫 にある物資の数量確認を行い ました。

今後、毎年9月及び1月に 区が実施する防災訓練におい て、必ず備蓄物資の数量を確 認することとします。

(3) 地域医療救護拠点における運営マニュアルの作成及び備蓄医薬品等の適切な管理等を求めるもの震災が発生した場合、家屋の倒壊、窓ガラスの

飛散などによって発生する負傷者等に対して応急 医療救護活動を行うため、市内の中学校区に1か 所ずつ、145か所の小中学校に地域医療救護拠点 が整備されているが、次のような状況が見受けら れたので改善されたい。

イ 地域医療救護拠点には、応急医療等に必要な 医薬品、医療器具、衛生材料及び医療器材が備 蓄され、(社)横浜市薬剤師会への委託により管 理が行われている。その管理方法については委 託契約の仕様書に記載されているものの、地域 医療救護拠点によって保管場所や整理の方法に 差異が見られ、また、医薬品等が不足している 地域医療救護拠点が見受けられたので、管理を 徹底するとともに、有効な管理方法について検 討されたい。(衛生局) (社)横浜市薬剤師会に対して、平成15年5月22日開催の総会において管理を徹底するよう指導するとともに、不足していた医薬品について補充を行うなどの改善をいたしました。

地域医療救護拠点の備蓄品 につきましては、その品目が 多いことも管理を難している要因の一つであるのであるの 平成15年1月30日に「地域 療救護拠点備蓄品検討医療救 会」を設置し、地域医療救 会」を設置し、地域医療機能に 致点に求められる医療機能に 留意していました。 再選定を行いました。

今後、備蓄品の更新の機会 を捉えて新品目への移行を順 次行い、適切な管理に努めて まいります。

ウ 地域防災拠点には、災害時優先電話に指定された携帯電話が1台ずつ整備されているが、地域医療救護拠点には災害時の通信手段が整備されていない。

地域医療救護拠点として指定されている小中学校のうち、地域防災拠点に指定されていない14か所について、災害時の通信手段は、学校に設置されている、災害時優先電話である一般電話と通常のファクスのみとなっている。

災害時には、一般電話及びファクスは、断線により不通となる可能性が高いことから、迅速かつ的確な応急医療救護活動等に支障が生じるものと思われるので、地域医療救護拠点におい

地域防災拠点と併設となっていない14か所の地域医療救護拠点の災害時の通信手段として、平成15年12月に携帯電話を配備しました。

ても地域防災拠点と同様の通信手段の導入について検討されたい。(総務局及び衛生局)

(4) 消火器設置奨励補助事業のあり方についての検討を求めるもの

火災の防止と市民の防災意識の高揚を図るため、家庭への消火器の設置を奨励し、併せて消火 器購入者に対して補助を行う事業が、昭和48年度 に実施されてから約30年が経過しているが、家庭 への消火器の普及率等についての検証が行われて いない。

現在では、消火器の販売経路が多様になるとと もに消火器の種類も増え、市民の選択肢が広がっ ていることから、補助事業の効果等の検証を行 い、事業のあり方について検討されたい。(総務 局) 近年、消火器を比較的容易 に入手できるようになったこ となどから、補助のあり方に ついて見直しを行い、平成15 年度は補助額等事業の見直し を行いました。

なお、平成16年度において は、事業のあり方についての 見直しを行ってまいります。